附則第二条第一項中「附則第二条第一項」を「附則第二条」に改め、同条第二項を削る。

附則第三条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

附則第四条第一項中「附則第二条第一項」を「附則第二条」に改め、同条第二項を削る。

附則第六条第四項の表中「次項」を「次の項」に改め、同条第五項を削る。

（後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令の一部改正）

第二条　後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令（昭和三十六年政令第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号ヲ中「同項第七号に掲げる事業（」の下に「農地中間管理機構関連農地整備事業又は」を加え、⑸を⑹とし、⑷を⑸とし、⑶を⑷とし、⑵の次に次のように加える。

⑶　農地中間管理機構関連農地整備事業として行われる補助事業

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令の施行前に土地改良法第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の規定による申請が行われた第一条の規定による改正前の土地改良法施行令附則第二条第二項又は第三条第二項に規定する土地改良事業については、なお従前の例による。

（東日本大震災復興特別区域法施行令の一部改正）

第三条　東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「第十項」を「第十一項」に改め、同条第二項中「第二号の八」の下に「、第二号の九」を加える。

（大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部改正）

第四条　大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第十項」を「第十一項」に改め、同条第二項中「第二号の八」の下に「、第二号の九」を加える。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之
農林水産大臣　金子原二郎

沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百六十七号

沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備等（第一条―第十四条）
第二章　経過措置（第十五条）
附則

第一章　関係政令の整備等

（沖縄振興特別措置法施行令の一部改正）

第一条　沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第十二条の二」に、「産業高度化・事業革新促進地域の要件（第十三条）」を「産業イノベーション促進地域の要件等（第十三条・第十四条）」に、「第十四条」を「第十五条」に、「第五節　経済金融活性化特別地区の要件等（第二十五条―第二十七条）」を「第五節　経済金融活性化特別地区の要件等（第二十五条―第二十八条）」に、「第四章　診療所の設置等に係る費用（第三十一条）」を「第四章　沖縄の均衡ある発展の範囲（第三十一条）　第一節　北部地域の範囲（第三十一条）　第二節　診療所の設置等に係る費用（第三十一条の二）」に改める。

第一条の二中「情報通信業」を「情報通信産業」に改める。

第二条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「電気通信事業法」の下に「（昭和五十九年法律第八十六号）」を、「その他の電気通信設備」の下に「（同法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下この号及び第十一条第二項第四号ヘにおいて同じ。）」を加え、同号を同条第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　ソフトウェア業（主務省令で定めるものに限る。）

第二条中第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条に次の三号を加える。

六　情報を収集し、データベースに記録し、及び保存し、並びに当該データベースに記録された情報を顧客に提供する事業

七　情報通信産業に属する事業のうち、顧客のために情報の処理を行う役務の提供をインターネットを利用して行うもの（通信業及び情報サービス業に属するものを除く。）

八　事業者その他の電子計算機を利用する者によるサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保のための取組に関し、サイバーセキュリティに関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、必要に応じその取組の実施の状況についての調査、分析及び評価を行い、その結果に基づき指導、助言及びサイバーセキュリティに関する保証を行うことその他事業者その他の電子計算機を利用する者のサイバーセキュリティの確保を支援する事業

第四条第八号中「法第三十五条第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域」を「提出産業イノベーション促進計画（法第三十五条の二第一項に規定する提出産業イノベーション促進計画をいう。次号において同じ。）に定められた産業イノベーション促進地域（法第三十五条第二項第二号に規定する産業イノベーション促進地域をいう。以下同じ。）」に改め、同条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　ガス供給業（提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域内においてガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第四項第二号イに規定する液化ガス貯蔵設備（同条第九項に規定するガス製造事業の用に供するもの及びガスを供給する事業を営む者から車両（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第一項に規定する道路運送車両をいう。）による移動以外の方法でガスを受け入れるものを除く。）に液化天然ガスを貯蔵し、当該液化ガス貯蔵設備から製造業その他の事業を行う者に対し、その需要に応じ天然ガスを供給するものに限る。）